

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第7部門第1区分  
 【発行日】令和2年9月24日(2020.9.24)

【公開番号】特開2020-95977(P2020-95977A)  
 【公開日】令和2年6月18日(2020.6.18)  
 【年通号数】公開・登録公報2020-024  
 【出願番号】特願2020-46035(P2020-46035)  
 【国際特許分類】

H 0 1 M 2/12 (2006.01)

H 0 1 M 2/02 (2006.01)

【F I】

H 0 1 M 2/12 1 0 1

H 0 1 M 2/02 K

【手続補正書】

【提出日】令和2年8月11日(2020.8.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

収容体に取り付けられる弁装置本体に接着させて用いられる接着性フィルムであって、前記弁装置本体は、前記収容体の内部において発生したガスに起因して前記収容体の内部の圧力が上昇した場合に該圧力を低下させるように構成されており、前記弁装置本体においては、端面に前記ガスが通過する孔が形成されており、前記接着性フィルムは、前記弁装置本体の外周に接着し、かつ、前記収容体に接着するように構成されており、

前記接着性フィルムにおいては、少なくとも、P P a、芯材、P P aがこの順に積層されており、

前記芯材は、ポリエステル繊維によって構成されている、接着性フィルム。

【請求項2】

前記弁装置本体は金属製である、請求項1に記載の接着性フィルム。

【請求項3】

前記弁装置本体の外周のうち前記接着性フィルムが接着される領域の少なくとも一部は湾曲している、請求項1 又は請求項2 のいずれか1項に記載の接着性フィルム。

【請求項4】

平面視において、前記接着性フィルムの幅方向の長さは、前記弁装置本体のうち前記接着性フィルムが接着される領域の幅方向の長さよりも長い、請求項1から請求項3 のいずれか1項に記載の接着性フィルム。

【請求項5】

前記接着性フィルムは、前記孔を覆わない位置において、前記弁装置本体の外周に接着される、請求項1から請求項4 のいずれか1項に記載の接着性フィルム。

【請求項6】

前記弁装置本体は、

前記収容体の内部において発生したガスに起因して前記収容体の内部の圧力が上昇した場合に該圧力を低下させる弁機構が内部に形成された第1部分と、

前記収容体の内部において発生したガスを前記弁機構へ誘導する通気路が内部に形成さ

れた第 2 部分とを含み、

前記第 1 部分と前記第 2 部分との境界には段差が形成されている、請求項 1 から請求項 5 のいずれか 1 項に記載の接着性フィルム。

【請求項 7】

前記弁装置本体のうち前記接着性フィルムが接着される領域の断面形状は、円形部と、前記円形部の水平方向の両端の各々から延びる翼状延端部とを有する涙目形状である、請求項 1 から請求項 6 のいずれか 1 項に記載の接着性フィルム。